防衛庁訓令第１１８号

防衛省所管国有財産取扱規則を次のように定める。

平成１８年１２月２８日

防衛庁長官　久間　章生

防衛省所管国有財産取扱規則

改正　平成１９年　８月３１日省訓第１５５号
平成２０年　４月　１日省訓第　３２号
平成２３年　４月　１日省訓第　１６号
平成２５年　３月２８日省訓第　２８号
平成２５年１２月２６日省訓第　５６号
平成２７年１０月　１日省訓第　３９号
令和　２年　３月３０日省訓第　２３号
令和　４年　３月１８日省訓第　２１号

目次

第１章　総則（第１条－第６条）
第２章　管理及び処分
第１節　通則（第７条－第９条）
第２節　管理（第１０条－第２２条）
第３節　処分（第２３条－第２５条）
第４節　委任事項（第２６条）
第５節　協議事項（第２７条・第２８条）
第６節　報告（第２９条）
第７節　雑則（第３０条－第３３条）
第８節　立入り及び境界確定（第３４条・第３５条）
第３章　台帳、計算書及び報告書（第３６条－第４５条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　防衛省所管の国有財産の取扱いについては、国有財産法（昭和２３年法律第７３号。以下「法」という。）、国有財産法施行令（昭和２３年政令第２４６号。以下「令」という。）及び国有財産法施行細則（昭和２３年大蔵省令第９２号）その他の法令に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（定義）

第２条　この訓令において、「部局」とは別表第１に掲げる部局をいい、「部局長」とは当該部局の長をいう。

（事務の総括）

第３条　整備計画局施設整備官は、防衛省所管の国有財産に関する事務を総括する。

第４条　削除

（部局長）
第５条　部局長は、この訓令の定めるところにより、別表第１に掲げる部局所属の国有財産に関する事務を分掌する。
（検査の実施等）
第６条　防衛大臣は、部局所属の国有財産に関する事務について、部局長に対し資料の提出若しくは報告を求め、又は検査員を派遣して、検査することができる。

第２章　管理及び処分

第１節　通則

（管理及び処分の通則）
第７条　部局長は、部局所属の国有財産の現状を常に把握し、取得、維持、保存及び運用（以下「管理」という。）並びに処分を適正に行わなければならない。
（居住禁止）
第８条　部局長は、部局所属の建物で用途目的が宿舎（国家公務員宿舎法（昭和２４年法律第１１７号）第２条第３号に規定する宿舎をいう。）以外であるもの（自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）第５５条の規定により自衛官が居住すべき場所として防衛大臣が指定するものを除く。）には、職員又はその他のものを居住させてはならない。ただし、国有財産の管理又は取締り上特に管理人を居住させる必要がある場合には、この限りでない。
（管理人居住調書）
第９条　部局長は、前条ただし書の規定により管理人を居住させた場合は、次の各号に掲げる事項を記載した調書を備えなければならない。
（１）　財産の口座名、所在地名及び地番
（２）　管理人を居住させた事由
（３）　建物の名称及び番号
（４）　建物の一部に居住させた場合は、その区域を示した図面
（５）　管理人の官職氏名及び家族数
（６）　その他参考となるべき事項
２　部局長は、前条ただし書に規定する管理人を変更し、又はその居住を廃止した場合は、前項の調書にその旨を記入しなければならない。

第２節　管理

（土地又は建物の取得）
第１０条　部局長は、行政財産とする目的をもって土地又は建物を取得しようとする場合は、次の各号に掲げる取得の態様に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した申請書に関係図面（案内図、土地図、配置図、建物図及び公図の写しをいう。以下同じ。）を添えて防衛大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
（１）　購入により取得しようとする場合
ア　取得しようとする財産の所在地名及び地番
イ　購入しようとする事由
ウ　用途及び利用計画
エ　財産の明細（土地の地目及び面積又は建物の構造、種目及び面積を記載するこ

と。以下同じ。）

オ　価格評定調書（価格評定者がその官職氏名を記載すること。以下同じ。）

カ　購入予定価格及びその単価

キ　相手方の住所及び氏名（法人の場合は、その住所及び名称並びに代表者の住所及び氏名。以下同じ。）

ク　予算額及び経費の支出科目

ケ　契約書案

コ　登記事項証明書の写し

サ　取得しようとする建物の敷地が借地である場合は、その所有者の住所及び氏名（法人の場合は、その住所及び名称並びに代表者の住所及び氏名。以下同じ。）並びに当該土地の使用承諾書の写し

シ　相手方の譲渡承諾書の写し

ス　その他参考となるべき事項

（２）　交換により取得しようとする場合

ア　取得しようとする財産の所在地名及び地番

イ　交換しようとする事由

ウ　用途及び利用計画

エ　取得しようとする財産の明細及び交換に供しようとする財産の台帳記載事項

オ　取得しようとする財産及び交換に供しようとする財産についての価格評定調書

カ　相手方の住所及び氏名

キ　交換の条件

ク　交換差金がある場合は、それについて採ろうとする措置

ケ　契約書案

コ　登記事項証明書の写し

サ　取得しようとする建物の敷地が借地である場合は、その所有者の住所及び氏名並びに当該土地の使用承諾書の写し

シ　相手方の交換承諾書又は交換願書の写し

ス　その他参考となるべき事項

（３）　寄附の受納により取得しようとする場合

ア　取得しようとする財産の所在地名及び地番

イ　寄附を受納しようとする事由

ウ　用途及び利用計画

エ　財産の明細

オ　価格評定調書

カ　寄附者の住所及び氏名

キ　寄附の条件

ク　登記事項証明書の写し

ケ　取得しようとする建物の敷地が借地である場合は、その所有者の住所及び氏名並びに当該土地の使用承諾書の写し

コ　寄附者の願書の写し

サ　その他参考となるべき事項

（４）　新築又は増築により建物を取得しようとする場合

ア　取得しようとする建物の敷地の所在地名及び地番

イ　新築又は増築しようとする事由

ウ　用途及び利用計画

エ　新築又は増築しようとする建物の明細

オ　予算額及び経費の支出科目

カ　取得しようとする建物の敷地が借地である場合は、その所有者の住所及び氏名並びに当該土地の使用承諾書の写し

キ　その他参考となるべき事項

２　部局長は、公共団体又は法人を相手方とする土地又は建物の購入、交換又は寄附の受納について、当該土地又は建物の売払い、交換又は寄附に係る当該公共団体又は法人の議決機関の議決又は監督官庁の許可若しくは認可を必要とする場合は、前項に掲げるもののほか、前項の申請書に当該議決機関の議決書又は当該監督官庁の許可書若しくは認可書の写しを添付しなければならない。

（土地及び建物以外の財産の取得）

第１１条　部局長は、行政財産とする目的をもって土地及び建物以外の財産を取得しようとする場合は、部局長限りで処理することができる。ただし、寄附の受納により土地又は建物以外の財産を取得しようとする場合は、前条第１項第３号に掲げる事項（同号エ及びケの事項を除く。）を記載した申請書に関係図面を添えて防衛大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（取得前の処置）

第１２条　部局長は､行政財産とする目的をもって財産を取得しようとする場合において、当該財産に関して地上権、抵当権、賃借権その他の所有権以外の権利があるときは、あらかじめ、これらを消滅させた後でなければ取得してはならない。

（登記の嘱託）

第１３条　部局長は、土地若しくは建物又は総トン数２０トン以上の船舶を取得した場合は、不動産登記法（平成１６年法律第１２３号）第１１６条第１項又は船舶登記令（平成１７年政令第１１号)第３５条において準用する同法第１１６条第１項の規定により、遅滞なく、その登記を登記所に嘱託しなければならない。

２　部局長は、取得した土地に２以上の地番を有するものがある場合は、その地番のうち首位にあるものをもって当該土地の地番とし（この場合において、２以上の小字があるものは、小字ごとに地番を付すること。)、不動産登記法第１１６条の規定により、遅滞なく、地番変更の登記を登記所に嘱託しなければならない。

（所管換）

第１４条　部局長は、他の各省各庁（衆議院、参議院、内閣（内閣府を除く。)、内閣府、各省、最高裁判所及び会計検査院をいう。以下同じ。）から国有財産の所管換を受けようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に関係図面を添えて防衛大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（１）　所管換を受けようとする財産の台帳記載事項（有償の場合は、実測数量及び所

管換価格を併記すること。）
（２）　所管換を受けようとする事由
（３）　用途及び利用計画
（４）　有償の場合は、実測による価格評定調書
（５）　有償の場合は、予算額及び経費の支出科目
（６）　所管換を受けようとする建物の敷地が借地である場合は、その所有者の住所及び氏名並びに当該土地の使用承諾書の写し
（７）　相手方の内諾書等の写し
（８）　その他参考となるべき事項

２　部局長は、部局所属の行政財産の他の各省各庁への所管換について、当該各省各庁の部局の長からの所管換の協議に同意しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に関係図面を添えて防衛大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
（１）　所管換をしようとする財産の台帳記載事項（有償の場合は、実測数量及び所管換価格を併記すること。）
（２）　所管換をしても差し支えのない事由
（３）　相手方の用途及び利用計画
（４）　有償の場合は、実測による価格評定調書
（５）　有償の場合は、予算額及び経費の支出科目
（６）　所管換をしようとする建物の敷地が借地である場合は、その所有者の住所及び氏名並びに当該土地の使用承諾書の写し
（７）　相手方からの協議書の写し
（８）　その他参考となるべき事項

（種別替）

第１５条　部局長は、部局所属の行政財産の種別替をしようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に関係図面を添えて防衛大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
（１）　種別替をしようとする財産の台帳記載事項
（２）　種別替をしようとする事由
（３）　用途及び利用計画
（４）　その他参考となるべき事項

（所属替）

第１６条　部局長は、他の部局から行政財産の所属替を受けようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した協議書に関係図面を添えて当該他の部局長に協議しなければならない。
（１）　所属替を受けようとする財産の台帳記載事項
（２）　所属替を受けようとする事由
（３）　用途及び利用計画
（４）　所属替を受けようとする建物の敷地が借地である場合は、その所有者の住所及び氏名並びに当該土地の使用承諾書の写し（所属替を受けようとする行政財産が建物以外の場合を除く。）

（５）　その他参考となるべき事項

２　部局長は、前項に規定する協議をしようとする場合又は部局所属の行政財産の他の部局への所属替について、当該他の部局長からの所属替の協議に同意しようとする場合は、部局長限りで処理することができる。

（用途変更）

第１７条　部局長は、部局所属の行政財産の用途を変更しようとする場合は、部局長限りで処理することができる。

（移築及び改築）

第１８条　部局長は、部局所属の行政財産である建物を移築又は改築しようとする場合は、部局長限りで処理することができる。

（他の各省各庁の使用）

第１９条　部局長は、部局所属の行政財産を他の各省各庁に使用させようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に関係図面を添えて防衛大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（１）　使用させようとする財産の台帳記載事項及び使用させようとする部分の数量

（２）　使用させようとする事由

（３）　相手方の官署名及び責任者の官職氏名

（４）　使用させようとする期間及び条件

（５）　有償の場合は、使用料及びその算定調書

（６）　使用させようとする他の各省各庁に当該財産を所管換しない理由（所管換を前提として使用させようとする場合は、直ちに所管換をしない理由）

（７）　相手方からの協議書の写し

（８）　使用承認書案

（９）　その他参考となるべき事項

２　部局長は、前項の規定による承認を受けて部局所属の行政財産を他の各省各庁に使用させ、その期間が満了した場合において、当該使用させた相手方からその財産につき継続使用の協議があったときは、同項の規定にかかわらず、部局長限りで処理することができる。ただし、従前の目的、面積若しくは使用料を変更して使用させようとする場合又は同項の規定による承認に係る使用期間の満了後引き続き５年以上にわたり使用させようとする場合は、この限りでない。

３　部局長は、部局所属の行政財産を他の各省各庁に使用させようとする場合において、使用させようとする期間が３か月以内のとき（使用の承認を更新することにより、当初の使用の承認時から通算してその期間が３か月を超えることとなる場合を除く。）は、第１項の規定にかかわらず、部局長限りで処理することができる。

４　部局長は、前２項の規定により、部局長限りで処理した場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書類に関係図面を添えて防衛大臣に報告しなければならない。

（１）　使用させた財産の台帳記載事項及び使用させた部分の数量

（２）　使用させた事由

（３）　相手方の官署名及び責任者の官職氏名

（４）　使用させた期間及び条件

（５）　有償の場合は、使用料及びその算定調書
（６）　使用承認書の写し
（７）　その他参考となるべき事項
（部局間の使用）
第２０条　部局長は、部局所属の行政財産を他の部局に使用させようとする場合は、部局長限りで処理することができる。
２　部局長は、前項の規定により、部局長限りで処理した場合は、前条第４項各号に掲げる事項を記載した書類に関係図面を添えて防衛大臣に報告しなければならない。
（貸付け）
第２０条の２　部局長は、部局所属の行政財産を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号。以下この条において「ＰＦＩ法」という。）第６９条第１項又は第２項の規定に基づき選定事業者（ＰＦＩ法第２条第５項に規定する選定事業者をいう。）に貸し付けようとする場合は、部局長限りで処理することができる。
（一般の使用等の許可）
第２１条　部局長は、部局所属の行政財産について、次の各号のいずれにも該当しない場合には、国以外の者の使用又は収益（以下「一般の使用等」という。）を許可することができる。
（１）　国の事務、事業の遂行に支障が生じるおそれがあること
（２）　行政財産の管理上支障が生じるおそれがあること
（３）　行政財産の公共性、公益性に反する以下の事項
ア　公序良俗に反し、社会通念上不適当であること
イ　特定の個人、団体、企業の活動を行政の中立性を阻害して支援することとなること
ウ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとすること
エ　上記のほか、使用又は収益により公共性、公益性を損なうおそれがあること
（４）　その他行政財産の用途又は目的を妨げるおそれがあること
２　前項の規定により一般の使用等を許可する場合における当該許可の期間は、５年以内（当該許可の期間を５年以内とすることが実情に沿わない場合は、法第１９条において準用する法第２１条又は他の法律の定める期間内において、その必要の程度に応じて定める期間）とし、当該許可の期間が満了した場合において、これを継続して使用させる場合の許可の回数は、１回とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
（１）　継続使用に係る行政財産を使用又は収益させる相手方について公募により選定することが適当でない場合
（２）　継続使用を認めないことにより国の事務又は事業の円滑な遂行に著しい支障を及ぼすこととなる場合
（３）　太陽光等を電気に変換する再生可能エネルギー発電設備の用に供する場合であ

って、その用途又は目的から、建物の屋上等を長期間使用することが見込まれ、更新を一度に限ることが実情に沿わないと認められるとき。

3　部局長は、第１項の規定により一般の使用等を許可しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に関係図面を添えて防衛大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（１）　一般の使用等を許可しようとする財産の台帳記載事項及び使用又は収益させようとする部分の数量

（２）　一般の使用等を許可しようとする事由

（３）　相手方の住所及び氏名

（４）　一般の使用等を許可しようとする期間及び条件

（５）　使用料及びその算定調書（無償の場合は、その根拠となる法令の名称及び条項）

（６）　相手方の願書の写し

（７）　使用許可書案

（８）　その他参考となるべき事項

4　部局長は、前項の規定による承認を受けて部局所属の行政財産について一般の使用等を許可し、その期間が満了した場合において、当該許可をした相手方からその財産につき継続使用の出願があったときは、前項の規定にかかわらず、部局長限りで処理することができる。ただし、従前の目的、面積若しくは使用料を変更して許可しようとする場合又は前項の規定による承認に係る許可の期間の満了後引き続き五年以上にわたり許可しようとする場合は、この限りでない。

5　部局長は、部局所属の行政財産について一般の使用等を許可しようとする場合において、許可しようとする期間が一か月以内のとき（許可を更新することにより、当初の許可時から通算してその期間が一か月を超えることとなる場合を除く。）は、第３項の規定にかかわらず、部局長限りで処理することができる。

6　部局長は、前２項の規定により、部局長限りで処理した場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書類に関係図面を添えて防衛大臣に報告するとともに、所轄の財務局長、財務支局長若しくは沖縄総合事務局長（以下「所轄財務局長」という。）又は所轄の財務事務所長、財務局出張所長、財務支局出張所長、財務事務所出張所長若しくは沖縄総合事務局出張所長（以下「所轄財務事務所長」という。）（以下「所轄財務局長等」と総称する。）に通知しなければならない。

（１）　一般の使用等を許可した財産の台帳記載事項及び使用又は収益させた部分の数量

（２）　一般の使用等を許可した事由

（３）　相手方の住所及び氏名

（４）　一般の使用等を許可した期間及び条件

（５）　使用料及びその算定調書（無償の場合は、その根拠となる法令の名称及び条項）

（６）　用途指定の有無及び用途を指定した場合には、相手方の利用計画

（７）　使用許可書の写し

（８）　その他参考となるべき事項

（用途廃止）

第２２条　部局長は、部局所属の行政財産（令第５条第１項第２号及び第３号に掲げるものを除く。）の用途を廃止しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に関係図面を添えて防衛大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（１）　用途を廃止しようとする財産の台帳記載事項

（２）　用途を廃止しようとする事由

（３）　用途を廃止した後の処分方法

（４）　その他参考となるべき事項

２　部局長は、前項の規定による承認を受けた行政財産（令第５条第１項第１号に掲げるものを除く。）の用途を廃止する場合は、あらかじめ所轄財務局長等に通知して、これを当該所轄財務局長等に引き継がなければならない。

３　部局長は、行政財産で令第５条第１項第２号及び第３号に掲げるものについて用途を廃止しようとする場合は、部局長限りで処理することができる。この場合において、部局長は、立木竹、工作物、船舶及び航空機以外のものについては、あらかじめ、所轄財務局長等に通知しなければならない。

第３節　処分

（譲与）

第２３条　部局長は、国以外の者に部局所属の普通財産を譲与しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に関係図面を添えて防衛大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（１）　譲与しようとする財産の台帳記載事項

（２）　譲与しようとする事由

（３）　相手方の用途及び利用計画

（４）　価格評定調書

（５）　相手方の住所及び氏名

（６）　用途指定の譲与の場合は、その用途並びに用途に供しなければならない期日及び期間

（７）　相手方の譲与願書の写し

（８）　その他参考となるべき事項

（売払い）

第２４条　部局長は、国以外の者に部局所属の普通財産の売払いをしようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に関係図面を添えて防衛大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（１）　売払いをしようとする財産の台帳記載事項

（２）　売払いをしようとする事由

（３）　相手方の用途及び利用計画

（４）　価格評定調書

（５）　代金の納入方法及び納入期限

（６）　指名競争に付し、又は随意契約によろうとする場合は、その事由並びにその根

拠となる法令の名称及び条項

（７）　随意契約によろうとする場合は、相手方の住所及び氏名

（８）　用途指定の売払いの場合は、その用途並びに用途に供しなければならない期日及び期間

（９）　その他参考となるべき事項

（所轄財務局長等への通知）

第２５条　部局長は、前２条の規定により部局所属の普通財産の譲与又は売払いをした場合は、所轄財務局長等に通知しなければならない。

第４節　委任事項

（委任事項）

第２６条　部局長は、第１０条第１項、第１４条第１項及び第２項、第２１条第３項又は第２２条第１項の規定により、面積が別表第２に掲げる範囲内の土地又は建物について取得、所管換、一般の使用等の許可又は用途廃止をしようとする場合は、これらの規定にかかわらず、部局長限りで処理することができる。

第５節　協議事項

（所轄財務局長等との協議）

第２７条　部局長は、第１０条第１項、第１４条第１項、第１５条、第１９条第１項若しくは第２１条第３項の規定により防衛大臣の承認を受けた場合又は第１６条第２項、第１７条、第１８条、第２０条の２若しくは前条の規定により部局長限りで処理しようとする場合（同条の規定により第１４条第２項又は第２２条第１項に規定する所管換又は用途廃止の処理をする場合を除く。）において、その財産の面積又は金額が別表第３に掲げる範囲内であるときは、同表に掲げる区分に従い所轄財務局長等に協議しなければならない。

２　部局長は、第１４条第１項の規定により所管換を受けようとする場合は、当該国有財産を所管する各省各庁の部局の長に協議しなければならない。

（一般の使用等の許可の所轄財務局長等への通知）

第２８条　部局長は、第２１条第３項の規定による承認を受けて、部局所属の行政財産について一般の使用等を許可しようとする場合において、当該許可に係るものが前条の規定による所轄財務局長等との協議を要しないものであるときは、あらかじめ、第２１条第６項各号に掲げる事項を記載した書類に関係図面を添えて所轄財務局長等に通知しなければならない。

第６節　報告

（防衛大臣への報告）

第２９条　部局長は、第１１条、第１６条第２項、第１７条、第１８条、第２０条の２、第２２条第３項又は第２６条の規定により部局長限りで処理した場合は、次に掲げる事項を記載した書類に関係図面を添えて防衛大臣に報告しなければならない。

（１）　当該財産の台帳記載事項及び使用又は収益させた部分の数量

（２）　取得、所管換、所属替、用途変更、移築若しくは改築、貸付け、一般の使用等の許可、用途廃止、譲与又は売払いの年月日及び事由

（３）　相手方の住所及び氏名

（４）　その他参考となるべき事項

第７節　雑則

（価格の評定）

第３０条　国有財産の評定価格は、適正な時価でなければならない。

２　部局長は、価格を評定する場合は、民間の当該業務に精通した者又は所轄財務局長等の評価価格に基づき、当該財産の立地条件及び売買実例のあるものについては、これを勘案して、公正かつ妥当な価格を算定しなければならない。

（財産の受領）

第３１条　部局長は、部局に所属することとなる財産の引渡しを受ける場合は、当該財産と引渡しに関する関係書類及び図面とを照合し、適格と認めた場合でなければ受領してはならない。

２　前項の規定により財産を受領した場合は、当該財産を検査した職員は、引渡しに関する書類にその官職氏名を記載しておかなければならない。

（被害報告）

第３２条　部局長は、天災その他の事故により部局所属の国有財産を滅失又はき損した場合は、直ちに、次の各号に掲げる事項を記載した書類により、防衛大臣に報告するとともに所轄財務局長等に通知しなければならない。ただし、当該滅失若しくはき損による損害見積価格が５００万円を超えない場合又は船舶若しくは航空機が滅失若しくはき損した場合は、所轄財務局長等への通知を要しない。

（１）　財産の台帳記載事項

（２）　滅失又はき損の原因及び事故発生の日時

（３）　被害財産の明細（数量及び被害の程度を記載すること。）

（４）　損害見積価格及び復旧可能のものについては、復旧費の見込額

（５）　き損した財産の保全又は復旧のためにとった応急措置

（６）　その他参考となるべき事項

２　部局長は、部局所属の国有財産の亡失を認めた場合は、会計検査院法（昭和２２年法律第７３号）第２７条に規定する報告のため、直ちに、次の各号に掲げる事項を記載した書類により、防衛大臣に報告しなければならない。

（１）　財産の台帳記載事項

（２）　亡失の原因、日時、場所等

（３）　損害の補塡状況

（４）　損害賠償請求等の状況

（５）　その他参考となるべき事項

（他の法令による措置）

第３３条　部局長は、土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）その他の法令の規定により部局所属の国有財産に異動を生じようとする場合は、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を記載した書類に関係図面を添えて防衛大臣に報告しなければならない。

（１）　財産の台帳記載事項

（２）　異動を生じようとする事由

（３）　関係法令の名称及び条項

（４）　部局長の意見
（５）　関係官公庁からの書面の写し
（６）　その他参考となるべき事項

第８節　立入りおよび境界確定

（立入り）

第３４条　部局長は、部局所属の国有財産の調査又は測量を行うためやむを得ない必要がある場合には、法第３１条の２の規定により、その所属する職員を他人の占有する土地に立ち入らせることができる。

（境界確定）

第３５条　部局長は、部局所属の国有財産の境界が明らかでないためその管理に支障がある場合は、法第３１条の３から第３１条の５までの規定により当該財産の境界を定めることができる。

２　部局長は、前項の規定により境界を定めた場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書類に関係図面を添えて防衛大臣に報告しなければならない。

（１）　境界を定めた財産の台帳記載事項
（２）　境界及びこれを定めた経過
（３）　国有財産地方審議会の意見書の写し
（４）　その他参考となるべき事項

第３章　台帳、計算書及び報告書

（台帳の備付け）

第３６条　部局長は、部局所属の国有財産について、国有財産総合情報管理システム（法第４０条及び第４１条第１項に規定する報告書等の電磁的記録による作成及び電磁的方法による提出の用に供するために財務大臣が構築した電子情報処理組織をいう。以下「システム」という。）により作成した台帳を備えなければならない。

２　部局長は、部局所属の国有財産について、取得、所管換、処分その他の理由に基づく異動があった場合は、直ちに、前項の台帳に記録しなければならない。

３　整備計画局施設整備官は、システムにより作成した防衛省所管の国有財産の総括簿を備えるものとする。

（台帳の附属図面）

第３７条　部局長は、前条第１項の国有財産の台帳に、当該台帳に記載された土地、建物及び地上権等（法第２条第１項第４号に掲げる権利をいう。）についての図面を附属させておかなければならない。

２　前項の図面は、口座ごとにつづり、その索引番号を付けて整理するものとし、部局所属の国有財産に異動があった場合は、直ちに、これを更正しなければならない。

（実測面積による記載）

第３８条　台帳に記載する土地及び建物の面積は、すべて実測面積によらなければならない。

（台帳価格）

第３９条　国有財産を新たに台帳に登録する場合においては、その登録すべき国有財産の価格は、令第２１条の規定によるほか、次の各号に定めるところによる。

（１）　所管換又は所属替を受けた財産については、無償の場合にあっては相手方の台帳価格、有償の場合にあってはその価格とする。
（２）　寄附の受納により取得した財産については、その評定価格とする。
（３）　水面埋立てに係る土地については、類地の時価を考慮して算定した価格とする。
（４）　地ならし（盛土又は切土の場合を含む。）をした土地については、これに要した費用の額をその台帳価格に加算した価格とする。
（５）　模様替又は修繕をした建物、工作物、船舶又は航空機については、これに要した費用の額をその台帳価格に加算した価格とする。
（６）　天災その他の事故によりその一部を滅失又はき損した財産については、その台帳価格から当該滅失又はき損した部分に相当する額を控除した価格とする。
２　令第２１条第２号に規定する建築費又は製造費は、次の各号に定めるところによる。
（１）　建物の新築又は増築の場合は、請負工事にあってはその請負金額、直営工事にあってはその工事に要した費用の額とする。ただし、敷地の地ならし、建物の取壊し又は障害物の除去に要する費用その他これらに類する費用の額は控除し、請負工事において材料を交付したときは、その購入価格又は評定価格を加算した金額とする。
（２）　建物の全部の移築又は改築の場合は、これに使用した旧材料の評定価格に移築又は改築に要した費用の額（取壊しに要した費用の額を除く。第３号及び第４号において同じ。）を加算した金額とする。
（３）　建物の一部移築の場合は、残存する建物についてはその建物の台帳価格から取り壊した部分に相当する額を控除した金額とし、移築した建物については移築に使用した旧材料の評定価格に移築に要した費用を加算した金額とする。
（４）　建物の一部改築の場合は、その建物の台帳価格から取り壊した部分に相当する額を控除し、改築に使用した旧材料の評定価格及び改築に要した費用を加算した金額とする。
（５）　工作物、船舶及び航空機については、前各号の規定に準じた金額とする。
（庁舎等管理簿及び国有財産増減整理簿）
第４０条　削除
（国有財産増減及び現在額計算書及び国有財産無償貸付状況計算書）
第４１条　部局長は、部局所属の国有財産について、計算証明規則（昭和２７年会計検査院規則第３号）第６４条第２項の規定により国有財産増減及び現在額計算書及び国有財産無償貸付状況計算書を作成し、これに同規則第６５条及び第６６条に規定する証拠書類を添えて、証明期間経過後１２０日以内に防衛大臣を経由して会計検査院に提出しなければならない。
（国有財産増減及び現在額報告書）
第４２条　部局長は、部局所属の国有財産の毎会計年度間における増減及び毎会計年度末における現在額について、国有財産増減及び現在額報告書、及び国有財産増減事由別調書をシステムにより作成し、翌年度６月１５日までに防衛大臣に送付しなければならない。

（国有財産見込現在額報告書）

第４３条　部局長は、部局所属の国有財産について、毎会計年度ごとに当該年度末及び翌年度末における国有財産見込現在額報告書（別記第１号様式）及び国有財産見込増減事由別調書（別記第２号様式）を作成し、当該年度９月１５日までに防衛大臣に送付しなければならない。

（国有財産無償貸付状況報告書）

第４４条　部局長は、部局所属の国有財産について、毎会計年度末における国有財産無償貸付状況報告書及び国有財産無償貸付状況増減事由別調書をシステムにより作成し、翌年度６月１５日までに防衛大臣に送付しなければならない。

（庁舎等使用現況及び見込報告書）

第４５条　部局長は、部局所属の庁舎等（国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和３２年法律第１１５号）第２条第２項に規定する庁舎等をいう。）について、毎会計年度末における庁舎等使用現況及び見込報告書をシステムにより作成し、翌年度５月２０日までに防衛大臣に送付しなければならない。

２　部局長は、前項の庁舎等使用現況及び見込報告書の内容を変更する必要があると認めるときは、その都度、その変更に係る事項を記載した書類を防衛大臣に送付しなければならない。

附　則

この訓令は、平成１９年１月９日から施行する。

附　則（平成２７年１０月１日省訓第３９号）（抄）

第１条　この訓令は、平成２７年１０月１日から施行する。

附　則（令和２年３月３０日省訓第２３号）

この訓令は、令和２年３月３０日から施行する。

附　則（令和４年３月１８日省訓第２１号）

この訓令は、令和４年４月１日から施行する。

別表第１（第２条及び第５条関係）

部局	部局所属の国有財産の範囲
大臣官房会計課	防衛省に属する国有財産のうち他の部局に属しないもの
防衛大学校	防衛大学校に属する国有財産
防衛研究所	防衛研究所に属する国有財産
陸上幕僚監部	陸上幕僚監部に属する国有財産
海上幕僚監部	海上幕僚監部に属する国有財産
海上自衛隊地方総監部	海上自衛隊地方総監部に属する国有財産
海上自衛隊第一術科学校	海上自衛隊第一術科学校に属する国有財産
航空幕僚監部	航空幕僚監部に属する国有財産
地方防衛局	地方防衛局に属する国有財産（地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）に属するものを除く。
地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）	地方防衛支局に属する国有財産
防衛装備庁	防衛装備庁に属する国有財産

別表第２（第２６条関係）

区分 事由	土地	建物
購入	１件につき、10 万平方メートルまでのもの	１件につき、延べ面積が 15,000 平方メートルまでのもの
交換	１件につき、1 万平方メートルまでのもの	１件につき、延べ面積が 2,000 平方メートルまでのもの
寄附受納	１件につき、10 万平方メートルまでのもの	１件につき、延べ面積が 15,000 平方メートルまでのもの
新築又は増築		１件につき、延べ面積が 15,000 平方メートルまでのもの
所管換（受け）	１件につき、10 万平方メートルまでのもの	１件につき、延べ面積が 15,000 平方メートルまでのもの
所管換（渡し）	１件につき、10 万平方メートルまでのもの	１件につき、延べ面積が 15,000 平方メートルまでのもの
一般の使用等の許可	１件につき、10 万平方メートルまでのもの	１件につき、延べ面積が 15,000 平方メートルまでのもの
用途廃止	１件につき、2,000 平方メートルまでのもの	１件につき、延べ面積が 1,000 平方メートルまでのもの

別表第３（第２７条関係）所轄財務局長等協議事項

	所轄財務局長との協議事項			所轄財務事務所長（所轄財務事務所長がいない地域にあっては所轄財務局長）との協議事項		
区分 事由	土地	建物	土地及び建物以外のもの	土地	建物	土地及び建物以外のもの
購入	１件につき、10 万平方メートルを超えるもの	１件につき、延べ面積が 15,000 平方メートルを超えるもの		１件につき、1,500 平方メートルを超え 10 万平方メートルまでのもの	１件につき、延べ面積が 600 平方メートルを超え 15,000 平方メートルまでのもの	
交換	１件につき、１万平方メートルを超えるもの	１件につき、延べ面積が 2,000 平方メートを超えるもの		１件につき、１万平方メートルまでのもの	１件につき、延べ面積が 2,000 平方メートまでのもの	
寄附受納	１件につき、10 万平方メートルを超えるもの	１件につき、延べ面積が 15,000 平方メートルを超えるもの		１件につき、10 万平方メートルまでのもの	１件につき、延べ面積が 15,000 平方メートルまでのもの	
新築又は増築		１件につき、延べ面積が 15,000 平方メートルを超えるもの			１件につき、延べ面積が 600 平方メートルを超え 15,000 平方メートルまでのもの	
所管換（受け）	１件につき、10 万平方メートルを超えるもの	１件につき、延べ面積が 15,000 平方メートルを超えるもの	各区分ごとの見積価格が１億円を超えるもの	１件につき、1,500 平方メートルを超え 10 万平方メートルまでのもの	１件につき、延べ面積が 600 平方メートルを超え 15,000 平方メートルまでのもの	各区分ごとの見積価格が 1,000 万円を超え１億円をまでのもの

種別替				１件につき、2,000 平方メートルを超えるもの	１件につき、延べ面積が 1,000 平方メートルを超えるもの	各区分ごとの見積価格が 1,000 万円を超えるもの
所属替（受け）又は用途変更				１件につき、2,000 平方メートルを超えるもの	１件につき、延べ面積が 1,000 平方メートルを超えるもの	
移築又は改築					１件につき、延べ面積が 1,000 平方メートルを超えるもの	
他の各省各庁の使用	所管換を前提としたものであって、1 件につき、10 万平方メートルを超えるもの	所管換を前提としたものであって、1 件につき、延べ面積が 15,000 平方メートルを超えるもの	所管換を前提としたものであって、各区分ごとの見積価格が 1 億円を超えるもの	１件につき、2,000 平方メートルを超えるもの	１件につき、延べ面積が 1,000 平方メートルを超えるもの	各区分ごとの見積価格が 1,000 万円を超えるもの
貸付け	１件につき、10 万平方メートルを超えるもの	１件につき、延べ面積が 15,000 平方メートルを超えるもの	各区分ごとの見積価格が 1 億円を超えるもの	１件につき、10 万平方メートルまでのもの	１件につき、延べ面積が 15,000 平方メートルまでのもの	各区分ごとの見積価格が 1 億円までのもの
一般の使用等の許可	1 件につき、10 万平方メートルを超えるもの	1 件につき、延べ面積が 15,000 平方メートルを超えるもの	各区分ごとの見積価格が 1 億円を超えるもの	１件につき、300 平方メートルを超え 10 万平方メートルまでのもの	１件につき、延べ面積が 150 平方メートルを超え 15,000 平方メートルまでのもの	各区分ごとの見積価格が 1,000 万円を超え 1 億円までのもの

別記第１号様式（国有財産見込現在額報告書）（第４３条関係）

会計所属	（分類）　　財産	（種類）　　財産	合計	部局

区分		数量単位	令和　年度末現在｛令和　年度末見込現在｝		令和　年度間増減						令和　年度末見込現在		備考
					贈		減		差引				
			数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格	
土地		平方ﾒｰﾄﾙ		円		円		円		円		円	
立木竹	樹　木	本											
	立　木	立方ﾒｰﾄﾙ											
	竹	束											
	計												
建物	建面積	平方ﾒｰﾄﾙ											
	延べ面積	平方ﾒｰﾄﾙ											
工作物													
機械器具													
船舶	汽船	隻											
		トン											
	艦船	隻											
		トン											
	雑船	隻											
	計	隻											
航空機		機											
地上権等		平方ﾒｰﾄﾙ											
特許権等		件											
政府出資等													
不動産の信託の受益権		件											
合計													

ページ

別記第２号様式（国有財産見込増減事由別調書）（第４３条関係）

会計所属　（分類）　財産　（種類）　財産　（部局名）									
区分	増減事由	数量単位	増			減			備考
			数　量（建面積、隻）	数　量	価　格	数　量（建面積、隻）	数　量	価　格	
					円			円	